

周南市業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加資格の承継承認申請要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市が発注する業務委託（測量・建設コンサルタント業務を除く。以下「業務委託」という。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れ（以下「物品調達等」と総称する。）にかかる周南市競争入札等参加資格者名簿に登録されている者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合に、その承継人が引き続き競争入札等参加資格を承継する際の申請について必要な事項を定める。

- (1) 個人が死亡し、その相続人がその営業を引き継ぐとき
- (2) 個人が法人を設立し、その法人がその営業を継続するとき
- (3) 個人又は法人が廃業し、その営業を個人または法人が譲り受けるとき
- (4) 法人が合併し、合併後存続する法人又は合併によって成立した法人がその営業を継続するとき
- (5) 法人が分割したときは、分割後存続する法人又は分割によって成立した法人がその営業を継続するとき
- (6) 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立し、その企業組合又は協業組合がその営業を継続するとき

(用語の定義)

第2条 この要領における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争入札等参加資格 周南市が発注する業務委託及び物品調達等に係る競争入札等の参加資格に関する要綱に定める競争入札等の参加資格
- (2) 承継 競争入札等参加資格の認定を受けている者が、当該認定を受けている競争入札等参加資格の内容を変更せずに、他の者に承継させること
- (3) 承継人 競争入札等参加資格の承継を受けようとする者
- (4) 被承継人 承継人に対し競争入札等参加資格を承継させる者

(申請手続)

第3条 競争入札等参加資格を承継しようとする承継人は、競争入札等参加資格承継承認申請書（第1号様式）に次に定める書類を添えて提出するものとする。

- (1) 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（写し可）（個人の場合は、誓約書）
- (2) 本社、営業所等一覧
- (3) 使用印鑑届（写し不可）
- (4) 被承継人の終了貸借対照表・損益計算書及び承継人の開始貸借対照表の写し（第1条第3号又は第4号に該当し、譲渡契約書等で資産の承継状況が確認できる場合は不要）
- (5) 見積、入札、契約の締結等の全ての権限の委任が必要な場合は、委任状（写し不可）
- (6) 営業譲渡の場合は、譲渡協定書等譲渡内容が確認できるものの写し
- (7) 合併の場合は、合併契約書の写し
- (8) 分割の場合は、分割契約書の写し

（承継の承認）

第4条 市長は、前条の申請を受理した後、その内容を審査し、適正であると判断した場合には、速やかに競争入札等参加資格承継承認通知書（第2号様式）により申請者に通知し、周南市競争入札等参加資格者名簿の変更を行うものとする。

附則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

競争入札等参加資格承継承認申請書

年 月 日

（あて先）周南市長

承継人 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

下記のとおり競争入札参加資格承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

（競争 被入 札等 参加 資格 承継 人）	所在地又は住所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
登録業種 （該当する番号を○で囲むこと）	1 物品調達等 2 業務委託	
上記登録業種のうち、承継人が入 札参加資格の承継を希望する営業 種目 （該当する番号を○で囲むこと）	1 全部 2 一部 （※2の場合はその内容）	
承継年 月 日	年 月 日	
資格承継理由		

<記載要領>

「競争入札等参加資格者」の欄は、承継を受けようとする者に対し資格を承継させる者について記入すること。

担当者名：
電話番号：

第 号
年 月 日

競争入札等参加資格承継承認通知書

承継人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 様

周南市長

年 月 日付けで申請のあった（被承継人） の有する業務委託及び物品調
達等にかかる競争入札等参加資格を貴社が承継することについては、 年 月 日付
けで承認します。